

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和六年六月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	福山友愛病院	福山市水呑町 302 番地 2	所在地	福山市水呑町 7302 番地 2